

第3回小美玉市教育振興基本計画審議会 書面会議結果報告書

開催日時	令和4年8月17日から令和4年8月26日
開催場所	書面開催
表決者	元木 理寿, 荒川 一秀, 大関 律子, 稲田 雅志, 吉永 成範, 大平 勇次, 鶴町 和夫, 石川 栄美子, 小田 和広, 福田 和範, 本田 仁子, 本田 理, 皆川 修
議 題	<p>(1) 教育施策の課題について 承認 13 名 不承認 0 名</p> <p>(2) 基本方針及び基本施策について 承認 13 名 不承認 0 名</p> <p>【議案に関する意見等】</p> <p>※ ご質問いただきました部分につきましては、事務局としての考え方、回答を「➡」以降に記載しております。</p> <p>①タブレット端末について、学習目的以外の使用（ゲーム等）で困っている保護者が多数いるため、機械的な手法により学習目的での使用に限定は出来ないか。</p> <p>➡ 学習目的以外での一定程度の制限はできるものの、教育委員会としましては、タブレット利用に際し、子どもに情報モラルを学んでもらい、家庭でも使い方について話し合うなど、情報モラル教育を重点、並行的に進めていければと考えています。</p> <p>②8/22 茨城新聞紙面にもあるように、部活動の地域移行を進めるにあたり、調整役の配置が必要である。</p> <p>➡ 調整役の配置は、現在、国が方向性を示したところですので、今後、国や県から示される具体的な内容及びスケジュール等に従いながらも、本市の実態に応じた地域移行を進めていきたいと考えています。</p> <p>③計画書は、子どもたちにもわかりやすいよう、そして、将来において活かせるように、作成してもらいたい。</p> <p>➡ 今後の作業予定として、計画書の調製、概要版の作成に取り組んでいくことから、わかりやすい計画書となるよう努めます。</p> <p>④ICTの活用について、教職員の向上、専門職員の配置が必要である。（基本方針1-①, ②）</p> <p>➡ 現在は、ICT機器を活用した指導法などの研修や授業改善の指導を行っていますが、今後も、「基本方針3-基本施策4-基本方向3 教職員の資質能力の向上」に位置付けた中で、教職員の能力向上に向けて、取組みを進めていきます。</p>

⑤小美玉市としての教育の統一性を重視し、義務教育学校だけではなく、小中間の伝達が必要である。(基本方針 3-①)

➡本市では、「市小中一貫教育基本方針」を定め、全ての中学校区（4中学校区）で小中一貫教育を進めています。また、4中学校区で構成し、小中一貫教育を推進するための委員会を組織し、取組みの情報交換などを行っています。各学区での施設体型が異なるものの、各学区の特色を生かした継続性のある小中一貫教育を目指していきます。

⑥コミュニティ・スクールの認知度を上げることが必要である。(基本方針 3-②)

➡本年度から全ての学校において、コミュニティ・スクールが導入されたことから、これを契機として、HP や広報紙の充実などにより、認知度の向上に努めます。

⑦自由な行動制限がされている中での、子どもたちの体力づくりの確保が必要である。(基本方針 2-②)

➡朝の余暇時間や授業、外遊び等で運動の機会を確保し、体力づくりの充実に取り組んでいます。

⑧廃校施設を図書館として活用・整備し、さらに、移動手段としては、市コミュニティバス（おみたん号）を利用（基本方針 3-④）

➡廃校施設の取扱いは、R3.3 策定の「公共施設管理建築物系個別施設計画」で、下吉影小学校を除き、何れも解体する計画としています。図書は、市図書館との連携により、子どもたちへの貸出しを行っています。今後も質の高い読書活動を進めていきます。

⑨GIGA スクール構想を背景に、ICT 活用に注力されるかと思いますが、それ以上にメディアリテラシー教育が必要であることも念頭においていただきたいと思います。小中学生への指導であっても、どの資料を活用したのかを明記するなど、引用・参考などについても指導をお願いしたいと考えます。また、ICT 活用が重要視されるからこそ、過去の資料（郷土資料）などを扱うことも、特に若い先生方には指導が必要であると考えます。

(基本方針 1-②)

➡教員に対しては、ICT 機器の活用にあたり、メリハリの効いたものとなるよう計画訪問等を通じ指導していきます。また児童生徒へのメディアリテラシー教育にも注力してまいります。

⑩1人1台の端末の整備があるからこそ、児童・生徒の自主的・実践的な態度を育成できることも分かってきています。導入部のコンテンツに関しては、教員一人ひとりだけでなく、まさに教員経験者、地域の方々の力を借りていくことも可能であると考えます。(基本方針1-②)

➡コミュニティ・スクールをはじめとした関係機関と協力してまいります。

⑪基本方針3にも関わりますが、意見があるようにICTは不登校対応においてこれまで以上に効果を発揮できる可能性を持っています。しかし、そのためには一人一台の端末ということに止まらず、教室でのWi-Fiとカメラの活用をする必要があります。ハード面の整備ができる時に、その点を検討いただくと良いと思います。(基本方針1-②)

➡昨年度、教室でのWi-Fi並びにカメラの整備については完了しましたが、使用状況によりネット環境が不安定になる等課題が見受けられるため、適宜対応してまいります。

⑫小・中一貫教育においては先生方もご苦労が多いと思います。一貫教育によって、子ども達は逃げられない世界のなかにいることが恒常化し、新しい世界を作りづらくなることも念頭においておかれるとよいと思います。

(基本方針3-①)

➡地域での体験活動を充実させるなど、地域に開かれた学校づくりを推進し、学校という限られた世界に留まることのないよう努めます。

⑬コミュニティスクールをつくるプラットフォームづくりは多くの市町村が課題としているところです。これまで培ってきた保護者、地域関係者との連携については、先生方が異動されてしまうと蓄積されにくくなるのが現状でしょう。個人情報保護の問題はありますが、学校での人材バンクを整える、簡易のデータベース化は必要であると思います。(基本方針3-②)

➡教員の異動により、コミュニティ・スクールの活動が停滞しないよう、各コミュニティ・スクールで検討してまいります。